

第十回 参議院運輸委員會會議錄第二十八号

昭和二十六年六月一日(金曜日)午後一時四十七分開会

本日の會議に付した事件

○一般運輸事情に関する調査の件

○モーターボート競走法案(衆議院提出)

○委員長(楠竹春彦君) これより會議を開きます。

先ず運輸一般事情の件につきまして發言の通告がございますので、質問を開始いたします。

○菊川孝夫君 実は昨日大臣か或いは次官に御出席願うことになつておつたのでございますが、その御都合は一応伺つてゐるか、お伺いしたいと思ひます。

○委員長(楠竹春彦君) ちよつと速記をとめて……。

(速記中止)

○委員長(楠竹春彦君) 速記を始めて下さい。

只今の御質問にお答えいたしますが、大臣、政務次官はよんどころない用事のため外出しておりますので、只今即刻登院あるべきよう手配をいたさず。

○菊川孝夫君 それでは石井部長にお尋ねいたしますが、先ず第一に一般公務員に對しましての地域給の勧告が人事院から政府並びに国会になされたもので、国鉄は勿論これに拘束されるものではございませんけれども、例えば下部へ参りまして、郵便局では同じ町に勤めておつて一割の地域給が付くにも

かわらず国鉄は五分というようなことであつたのでは、いろ／＼の面に、あなたのほうの労働行政の面から考えましても、或いは一般組合員の土氣の上から考えましても私は影響のあることと否むことのできない事実だと思つておりますが、そこで今回出ました人事院の勧告を国鉄職員に適用するといひましたら、仮に適用するといひましたならば予算がどのくらい必要であるか、どのくらい追加せなければならぬかという点についてお尋ねいたします。

○政府委員(石井昭正君) 菊川委員の御質問にお答えする前に、多少前提として御了解願つておかなければならぬ点があるのでありますが、それは只今では公務員の勤務地手当と申しますか、いわゆる地域給と国鉄の地域給と率がつておるのでございます。それでそれは国鉄のほうは公務員のように法律で以てこれが定められてゐるわけではございませんために、給与の全体のベースの中からどれだけを地域給に廻し、どれだけを基本給に廻すかというところは、これは国鉄の経営者と労働組合との話し合ひでござつて参る筋合ひでございます。そこで現在では国鉄のほうに公務員に比較いたしましたして、地域給は高いところでは五分国鉄のほう

でございます。そこで今回人事院の勧告が公務員にとりまして相当給与の増加になるわけでございます。それが国鉄にアプライ、適用した場合にどれだけのなるかという御質問でございますが、このお答えをいたしまして、今申上げましたような国鉄と公務員との差異を前提をいたしまして、つまり言い換へますと今度公務員が現在公務員のシステムで上る程度に現在の国鉄のシステムに對して適用した場合という解釈にいたしますと、大体年間で約七億円の給与資金の増加を必要とするわけでございます。

○菊川孝夫君 只今システムが違ふというお話でございましたが、この点について国鉄の労働組合のほうから總裁に對しまして、地域給につきましては同じような段階、又地域差等すべて公務員並にやつてもらいたい、そうせんと先ほど私が申上げましたように同じ町で郵便局と駅員とがもらふ地域給の率が違ふというようでは、それは本俸に入つておるものだからというものの、本俸もろんと開きがあるものであれば別といたしまして、本俸にそれだけ公務員と国鉄職員とが開きがあるというところは實際現実の面になか／＼わからん、もらつてゐる者からいたしますとわからん。そういう点から不満が各方面に起つておつて、組合としてもそういう要求をしてゐるというところを私国鉄の機関紙で見たのであります

○政府委員(石井昭正君) そういう御不満は具体的にそういう地域に當つたところの職員のかたには確かにあるだろうと私も思ひます。お話のように本俸そのものではどれだけ差異があるかということとは理窟ではわかつて、事実上これを区別することはなか／＼むつかしい問題でございまして、それから、そういう御不満があらうかと思つたので、併し労働組合のほうから正式に地域給を国鉄当局に適用、公務員並に改訂しろという要求が出ておるかという点につきましては、はつきりしたこととはちよつと申し上げかねるのでございますが、私の聞いておるところでは、まだ正式の要求になつていないように承知いたしております。

○政府委員(石井昭正君) 菊川委員の御質問が非常に巧妙でいらつしやるもので、ちよつとお答えするのが工合が悪いのでございますが、この地域給の今回の人事院の勧告がなかりせば、現在の地域給を公務員並みに直すかどうかは、これは国鉄の組合と管理者側の協議の上きめれば差支ないことでございまして、給与総額の内容を増減する問題ではないのでございます。従ひましてそのシステムがおおむね妥当なものでありますれば、勿論政府として異存はないのであります。而も公務員並みにおやりになることは、公務員のほうから見ますと誠に結構なのでございます。今までは国鉄のほうに公務員並みにならないので、むしろ公務員を上廻るような点もございましたので、公務員としては非常に工合の悪い点もございました。逆に公務員並みになることは、政府としては非常に結構だと思つたのでございます。ただ併しなから今度の人事院の勧告を現在のシステムに上積みまして、つまり今までいい

でございまして、一方だけは全然ならなければならない。一方だけは全然

○政府委員(石井昭正君) そういう御不満は具体的にそういう地域に當つたところの職員のかたには確かにあるだろうと私も思ひます。お話のように本俸そのものではどれだけ差異があるかということとは理窟ではわかつて、事実上これを区別することはなか／＼むつかしい問題でございまして、それから、そういう御不満があらうかと思つたので、併し労働組合のほうから正式に地域給を国鉄当局に適用、公務員並に改訂しろという要求が出ておるかという点につきましては、はつきりしたこととはちよつと申し上げかねるのでございますが、私の聞いておるところでは、まだ正式の要求になつていないように承知いたしております。

○政府委員(石井昭正君) 菊川委員の御質問が非常に巧妙でいらつしやるもので、ちよつとお答えするのが工合が悪いのでございますが、この地域給の今回の人事院の勧告がなかりせば、現在の地域給を公務員並みに直すかどうかは、これは国鉄の組合と管理者側の協議の上きめれば差支ないことでございまして、給与総額の内容を増減する問題ではないのでございます。従ひましてそのシステムがおおむね妥当なものでありますれば、勿論政府として異存はないのであります。而も公務員並みにおやりになることは、公務員のほうから見ますと誠に結構なのでございます。今までは国鉄のほうに公務員並みにならないので、むしろ公務員を上廻るような点もございましたので、公務員としては非常に工合の悪い点もございました。逆に公務員並みになることは、政府としては非常に結構だと思つたのでございます。ただ併しなから今度の人事院の勧告を現在のシステムに上積みまして、つまり今までいい

いますので……。

菊川孝夫君 それはいいです。

ところをとつたものはそのままにして、更に今度公務員がよくなる部分のいいところだけをとる、それだけ両方認める、こういうお話となりますれば、これはお答えは別で、私もやはり現在の公務員がよくなった程度にシステムが……現在の公務員が引上げられた程度だけ国鉄の現状を引上げるということについては勿論努力すべき筋合と考えますが、それ以上のことにつきましてはやはり国鉄内部の資金の操作で御処理願わなければならぬ、こう考えます。

○菊川孝夫君 実は今回の人事院勧告がなされたにもかかわらず、政府のほうでも相当本国会に間に合うようにこれの実現かたについて努力をされたものであります、国鉄が、今言われました七億……やはり政府のほうでも国鉄の職員もこれと同じようにしたい、又当然そうあるべきだ、こういう官房長官なんかの考え方からいまして、国鉄に原資がなくてできないため、一般公務員の勧告を実現できないのであるという回答を岡崎官房長官がいたしておるものであります、実際に給与予算の中にこれだけの七億を捻出する余裕があるかどうか、それからこの点につきまして運輸省を通じて大蔵省から調査に来ておるかどうか、それからあなたの方へこれを捻出するようというような指令が閣議決定その他で運輸省のほうへ来ておるかどうか、それから又すでに来ておるとするならば、それに基いてあなたのほうも研究を進めておるかどうかこの点について一つお伺いしたい。

○政府委員(石井昭正君) 公務員のほうの折衝は、これは私の所管外でござ

○政府委員(石井昭正君) どういう折衝に相成っておりますか、算開で存じ

ませんのでございませう、国鉄に対してこの地域給を実施するかどうかという問題は、これはまだ具体的な問題となつておらないのでございませう。言い換へれば国鉄といたしまして恐らく公務員のほうが実施せられたならば、それに応じて考究をしなければならぬ、という考え方であらうかと思うのであります。従いまして国鉄ができないという、できないという判定を今日までいたしたこともございませう、そういう点につきまして大蔵省なり或いは関係方面と折衝いたす段階にはまだなつておらないのでございませう。

次にできるかどうかというお話でございます、只今の予算上は、これは給与総額の変更になりますので、予算上はできないと思ひますが、併し給与総額を変更しなすれば可能でございませう、従つて必ずしも原資がなければならぬというほどの額ではないかろうかと、かように考えております。

○菊川孝夫君 それでは次に国鉄の今の営業成績から見て合致してこれだけぐらいなものを捻出するのは案にできるかどうか、その点について一

○政府委員(石井昭正君) 只今の国鉄の営業成績といふと、交付予算の通りの収入見込に比較いたしまして非常に収入は増加いたしております、現在の収入は、従いまして年間この調子で参りますれば相当の収入増になることはこれは只今でも申上げられると思

うのでございませう。併しながら一面支出増を見込まれます分が非常に多い。

殊に物価の値上りは主要資材については殆んど倍になつておるのであります。従つて若し増収分を全部財源としたしましても、損益勘定の支出を賄うだけのものはないのじやないか。結局補正予算をお願いいたしまして、何らかの手段、一つの手段としてはこれは勿論改正等も考えられるのであります。何らかの手段をお願いしなければならぬ、何らかの見込であると申上げねばならぬのでございませう。従いましてそういう他の要素を加へまして、国鉄の予算でやりくりは簡単にできるかと申しますれば、これはできかねるのでございませう、併しそれはやはりどうしても予算の補正等、根本的な対策をお願いしなければならぬ。従つてその点を外しまして、度外視いたしましてこの人事院の地域給の改正だけの分につきましてどうかと申しますれば、これは先ほども申上げましたように、年間で七億でございませう。実施期日如何によりましてはもと減ることも考えられる、その程度の金額でございませう、これをそれだけ原資を何とかして他に求めなければならぬということをしなくても、ただ給与総額を殖やして頂ければできるというような考えがたも立ち得るのでございませう。

従つて甚だお答えをいたしましては不満足かも知れませんが、全体の国鉄予算といたしましては到底これだけの金はない、むしろ一文もない、見込はないという言い方もできます。併しどれだけの程度、どの程度、併しどれだけの程度、それは非常に大きな問題かと申せば、それはそれでいい、予算

総則を直して頂ければ必ずしも不可能ではなからう、こういう意味でございませう。

○菊川孝夫君 大体実情はわかりました。次にお願いいたしますのは、今の国鉄の実施されておりますベースは御承知の通りに第二次裁定に基く実施でございませう。これは朝鮮動乱以前、朝鮮動乱が起つて日本に特需景気と申しますか、こうした少しインフレ的な要素を帯びた経済情勢にあつて、どちらかと申しますとデフレ的な情勢下において算定されたベースであることは石井部長もお認めになるだらうと思ひます。従いましてそれが朝鮮動乱が起きましたインフレの要素を若干帯びて来た現在の情勢下において、このベースでは少し無理であるということだけは、これは第六感的にでも言い得ることと思ひます。この点につきまして国鉄の労働組合から給与ベースの改訂を国鉄当局に要求しておつたことも御存じだらうと思ひます。この理由からこのベース改訂の要求を拒否されたか、そうして今この問題が、労使の紛争が解決されずに調停委員会に調停を申請しておる様子であります、その調停の申請はどちらからしたのか、組合側からであるか、国鉄総裁のほうから調停を申請したのであるかどうか、いつその調停の申請をして、調停委員会が何回ぐら開かれておつて、今の調停の進行状況はどうなつておるか、調停委員会としてはあなたがたのほうにいろいろ勧告或いは示唆等もその過程においてあるだらうと思ひますけれども、今その経過はどうなつておるかという点につい

て一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(石井昭正君) 給与ベース改訂の調停問題でございませう、そういう組合から正式の要求が出ております。これに対しては国鉄のほうに一応これを拒否したという形になつております。これは国鉄当局といたしましては、現在の鉄道の財政上、つまり予算上からは不可能であるということをお申しただけでございまして、従つて直ちに組合の要求に応じたベース改訂はできないという趣旨かと存じております。これに対しては調停申請は組合のほうからなされたのでございまして、国鉄からなされたものではございませう。日時四月十九日に申請がしてございませう。この調停については目下私どもの聞いております範囲では、調停委員会において両当事者を呼んでいろいろ事情を聴取してあるようございまして、果して何回かというのをやりましたかは、これは調停委員会の事務局のほうへお聞き願ひすればすぐわかるかと思ひます。私只今うちつと即座にお答えできないのであります、数回そういうことをやつておるようでございませう。まだ正式に運輸省、私どもが招致されて運輸省の意見を聴取されるという段階にはなつておりません。

○菊川孝夫君 第一の拒否した理由としては、予算上は不可能であるという理由で拒否したと言つておりますが、これは要求が不当であると言つて拒否したのではないか、その点の経過、幾らの要求をしておつて、その要求が不当であると言つて拒否したのであるか、その点について……金額でまらなかつたのであるか、予算がなく

て、その要求に対して何ら方法を講じなかつたというお叱りを受けるのは、いささか私どももいたしましては心外な点があるかと思うのであります。できるだけ努力をいたしたいつもりは十分あるわけでございます。

○内村清次君 国鉄職員に支給されております地域手当の問題ですが、これは給与総額に対して何%の割になつておるか、それから公務員の給与総額に対して地域給が何%の割を示しておるか、その点を一つ。

○政府委員(石井昭正君) 只今手許に資料がございませんので、早速調べてお答えいたします。

○内村清次君 これは先ほどの菊川君の質問にもありましたように、国鉄職員の地域給の%が少ない、勿論公務員関係のその級別に対しても一段階ずつ少ないというところが相当多くあるのですか。その点は調べておられますか。

○政府委員(石井昭正君) それは先ほど申し上げましたが、具体的に申し上げますと、国鉄は特例では二〇%、甲地が一〇%、公務員の方は現在特例が二五%、甲地が一五%、従いまして特例並びに甲地につきまして勤務する職員につきましては、明らかに公務員の方が国鉄よりも五%だけ地域給は率が多うございます。併しこれは先ほど申し上げましたように、給与全体といたしましての中やりの繰りの問題でございまして、そう国鉄のほうが公務員よりも悪いというところは断定できないと思うのでございます。

○内村清次君 運輸省といたしまして国鉄の給与総額の問題については、今回の二十六年度の給与総額、まあ過つ

ていいますと、裁定実施後の給与総額というものの決定せられたいきさつについてはよく御承知のほうと思いますが、いわゆる仲裁、裁定を受けてその後の政府の態度、そういうような非常な困難の過程からあの給与総額というものは向上せられたと思うのであります。そのうち一番大きな狙いというものは、国鉄の即ち職員の特異性、いわゆる仕事の重要性というものが、それが大体公務員に對しましての給与に對する考えかた、これは絶対的明瞭にすることは言われませんが、けれども、大体その点を幾らか途を開いたというところにおいてその給与総額というものが決定をしたといういきさつについては、政府のほうでは、運輸省のほうではどう考えておられますか。

○政府委員(石井昭正君) 昨年年末におきまして裁定実施という問題と年末手当という問題と相錯したもので、その結果国会の非常な御審議を煩わしたのでございますが、そういったしまして結局昨年度、年末の手当支給の際におきましては、国鉄については裁定実施という形で一般公務員と異なる取扱をいたしておることはおつしやる通りでございます。本年度の給与総額につきましては、その裁定の実施の線に沿つて、その基礎の上に給与総額を算定いたしております。公務員と別個の計算過程に立つておることは申し上げるまでもないことであります。

○内村清次君 その点があなたのほうで明瞭になつておれば、給与の総額、即ち個人給与の総額というものが高いから地域給は即ちこれは一段階下げてよろしいと、こういう考えかたは私

は成立たんと思うが、どうですか。

○政府委員(石井昭正君) 私は国鉄の給与総額の中で以てこういう割振りをいたしたとか、こうなつたということを上上げたのでございまして、国鉄が余計レベルとして高いから特例の地域給はこれが低くて差支えないのだということを決して申し上げたつもりはないのであります。従いまして国鉄のほうもこの地域給をこの公務員並の率にいたしまして、なお本給に比較いたしまして或いは公務員よりも高い結果になる。これは当然のことであろうと思ひます。

○内村清次君 そうだとすれば、当然これは今回の人事院の調整と申しますか、全般的な即ち物価指数の問題から検討したところの科学的な指数によつて政府に勧告した、この地域給の等級地に対しては、やはり運輸省の方針としてはこれを再検討して、現在の即ち国鉄の地域給の問題を再検討して、早くそういうふうな線に合致させようという熱意のあることは我々確認していいわけですか。

○政府委員(石井昭正君) 人事院の勧告に従つて公務員の地域給が改訂されましたならば、今回の改訂の結果に基づく差異は当然国鉄にも及ぼして然るべきかと考えております。

○内村清次君 わかりました。別な問題ですが、この厚生車の営業許可の問題あの点の資料の報告を一つお願いいたします。

○政府委員(石井昭正君) 先日内村委員から駅構内における軽車輛、つまり厚生車、人力車等についての営業許可の状況について資料を求められていたのでありますが、大変遅くなりまして

申訳ございません。実は全国的な数字がすぐさままとまらなかつたので、東京地方営業事務所管内におきましてこの数字をとりまとめたものがございまして、これを御報告して頂きたいと思ひます。昭和二十一年度以降、駅構内における軽車輛の営業許可の問題でございまして、厚生車はこれに申請件数が三十四件でございまして、そのうち十四件許可いたしております。輕數にいたしましては六十九輛に相成つております。従つて却下の件数が二十件というふうになつております。人力車は申請件数が十九件、許可が十六件、承認輕數は八十二輛従つて却下は三件、それから三輪の小型自動車でございまして、余り見受けないう型でございまして、これは申請が一件でございまして、許可が一件、承認輕數が十輛、以上總計いたしましたところ申請五十四件に對しまして許可が三十一件、結局不許可になりましたものは二十三件というところに相成つております。この却下の理由でございまして、これは第一はこの駅の構内事情でございまして、非常に駅の構内が狭隘でございまして、危険を増す慮れがある。利便よりもそのほうが多いというところは、わざわざ駅の構内まで入つて頂かないで、駅の近くに一つ営業所なり事業所を設けて頂く。勿請それを利用されるお客さんから見ますれば多少不便の点もございまして、全体のたくさんのお客の利便という面からさういうふうにお断り申上げたという点が一つであります。それからいま一つ申請者の資力でございますが、御承知のようにさうい

う車輛がときとしては正常な運営をし

ないで、何やら風教上も物議をかますようなこともございまして、又いわゆるもうろうと申しますか、規定料金以外に相当するといふような慮れもございまして、鉄道といたしまして、駅構内に駐車を申請いたしますからには、規定料金で正確にサービスをして頂かなければならぬ。鐵道の權威にかかわるわけでございまして、従いまして資力、信用等につきましても相当調査を遂げまして、この点につきまして確信が得られないかたにはやはりお断り申上げておる、さういふ事実でござい

ます。大体さういふ状況でござい

ます。

○内村清次君 そうするとこの申請が今後なされるとすれば、只今の却下條件の適用をしないというふうなときは、当然許可をするという方針は動かないわけですね。

○政府委員(石井昭正君) 承認の條件をいたしましては恐らくその他に、只今申し上げました点以外に需給の問題があるかと思ひます。さうして、すでに相当業者がおりますところについては、あとからお受けになつたかたにその駐車権をお分けするだけの余裕がないといふこともあるかと思ひます。いま一つは非常に利用の少ないところ、これはそれだつて入れてくれというからには入れたらよろうじやないかといふような御意見があるかと思ひます。余りに利用の少ないところにおいては却つて手続煩瑣であり、そのために構内営業所とか用地の問題等もございまして、これも一つ研究いたしておりますが、原則といたしましては、只今内村委員のおつしやいましたようにこれは乗客の便利、旅客公衆の

便宜になりますこととございますれば、努めて許可をするということが至当と考え、又そうしておるものと信じております。

○内村清次君 これは地方営業事務所長の権限問題になつておりますが、運輸省としては、例えばそこにそういうふうな紛争が起る、或いは又許可申請の前後になつておる関係において地方事務所長の裁断がおかしいというふうな問題が起りました、深く運輸省は立ち行つてこれを検討するというようなことはなさらないつもりですか。

○政府委員(石井昭正君) こういう事業のいわゆる免許という行政行為は海になりますれば、これは当然運輸省の十分関心を持たなければならぬところでございますが、これは要するに鉄道と業者との一種の私契約の問題でございます、従いまして只今おつしやいましたように非常に細かな問題まで運輸省といたしましては、鉄道の経営の自主性の内容に相成るかと思ひますので、タッチは余りいたしたくないと思つております。併しながらこれ

が、公共の問題、或いは本當の旅客の利便を増進することを阻害するような重大な問題というやうなことに相成りますれば、当然監督官庁といたしまして諸般の事情について運輸省も介入いたさなければならぬと考えております。ただ一般的に承認の内容について、日常の業務としてその内容を精査するというわけに参りかねる問題がございます、当然監督官庁の立場から、只今申上げましたやうな情勢なり問題がございましたら監督といったし監査もいたす、こう考えております。

○内村清次君 それは他の局管内の営業所ですね、これは運輸省としましては全体的に調査を何かの方法で命ぜられておりますか、どうですか。

○政府委員(石井昭正君) 只今まで、実はこの営業状況につきまして詳細な資料を連綿的に求めたことはございせんが、過日内村委員からの御意見がございましたので、いろいろの問題もあろうかと思ひまして、今後はこの資料を整備したい、かように考えております。

○内村清次君 整備したら一つこちらのほうに資料を出して頂きたい。

○政府委員(石井昭正君) 承知いたしました。

○菊川孝夫君 これはこの前私も関心を持つておつたのでございしますが、やはり免許、許可ということになると思ひますので、一応これは大体これに携わる業者にいたしまして、従業員にいたしまして、どちらかと申しますと或いは引揚者であるとか戦災者というやうな人の一つの失業者等に健全な職を与えるということになりますし、不非常に低廉、自動車よりは安い値段で以て旅客に便益を与える、こういう公衆の便宜にもなりますので、或るべくできる限り許可されることは私も望ましいと思つておりますが、ただそこでこれが競争になつて、甚だしい競争になつたり或いは公序良俗と申しますか、昔の言葉で、これを紊すやうなことになるつても困ると思ひますので、ただ取締りといひますか、これに對する駅長、営業事務所等の監督ということも大事だと思ひますので、或る程度の免許の基準或いは若し免許した場合に制服をつけなければいけないとか、

料金を届出なければいけない。或いは従業員はそれ／＼身分保証の、身分保証といひましても、原籍のほうからこういう役場の証明書を提出しなければならぬ、或いは保証人を作らなければならぬ。こういうやうな細かい取締りの規定を設けられまして、そして広く免許をされるという方針にやつてもらいたい。かように考える次第であります。この点についてどういう処置が考へになられるかどうか。

○政府委員(石井昭正君) 事業そのものは、これは国民の自由権に関する問題でございますので、相当慎重を要し、又法規の根拠がなければこれは束縛できないかと思つておりますが、この点はむしろ運輸省の所管でございまして、或いは実際の事務は都道府県に委譲されておりますかどうかは別問題といたしまして、その点は御趣旨のやうなことは十分考へてやらなければならぬかと思つております。国鉄の駅の構内に乗入れると申しますか、入つて参るのを承諾することは、これはむしろ私契約、形式的な私契約でござい

ます。併し実質的には確かに一種の行政官庁の許可と相似たやうな関係になりますので、お話のように、国鉄の駅の構内に乗入れるということにおいでたくさんの乗客その他に對して相当信用度を高めます。その意味におきましてできるだけ監督なり又事業が整備されるやうに指導する方法は、これは必要かと思ひます。お話の承諾の基準等もこれもやはり適当に定めて、その基準に則つて行うことが事実上よろうに指示しておるものと思ひます。が、なお一層よくさういふやうに御趣

旨のあるところを伝達して善処して行きたいと思ひます。

○菊川孝夫君 大臣がお見えになりましたので、大臣にお伺ひしたいと思ひます。

第一点は先般人事院總裁から政府並びに国会に對しまして公務員の地域給支給区分につきまして報告がございました。そうして今国会におきましてこれが法律となつて実施されるというこ

とは、一般にこれは国会議員からもさういふ案が出されるであらうし、ということを期待しておりましたし、又公務員も速かなその実施を望んでおつたと思つておりますが、ところが今や終末に近付きましても未だにその法律案が出されません。でこの出されないことにつきまして、実は公務員の団体である職員の団体から政府の当局に對しまして、特に官房長官に面会を求めましてその事情を質しました結果、そ

れは国鉄職員に對してもやはり同じやうに地域給のこれは多少の引上げになるから、国鉄職員に對してもやはり同じやうな率で以て上げるやうな方法をとらなければならぬけれども、一般の官庁にはその財源があるけれども、国鉄にはないために、この財源がないために実は一緒にやらなければならぬけれどもできないのである。こので

ふうに考えますので、原則としては勿論国鉄の財政状態自体が基本をなすものではありますけれども、政治的にはそれらも見合つて行きたい。こう考えておるのであります。

○菊川孝夫君 この点についてもう一遍重ねてくじようであります。具体的に申上げますと、例えば成る町におきまして駅と、郵便局と、学校とがあつて、その学校の職員もそれから郵便局の職員もそれ／＼一割の地域給が附いておられます。ところが国鉄職員だけは五分である、こういうような場合、又反対に駅の職員は一割であるけれども、一般の公務員は五分である、こういうような場合には、いろ／＼の点から考えまして、まあ今日まで大体において多少のそれは職務の性質上開きがございましてけれども、余りに田舎の町に参りましてそういう開きを附けておくと、これは、私はむしろむづかしいのじやないか、そのまゝにずつと長い間続けて行くといふことは極めて困難だと思つておられます。これは本俸に入つておるのだからお前のほうは我慢せよと言ひましても、なかなか本俸にそのときにだけだけ入つておるのだから素人で以て判定はできないのであります。昔のような簡単な給与の組立方でありまして、判任の五級俸は幾らというように一般的にきまつておつた時代でありましたらこれはよくわかるのであります。が、今のような複雑な時代におきましてはなか／＼自分が給料をもらつておつても、一体どうしてこうなつたのかといふことは個人ではなか／＼わからないような実情なのでございまして、これは率直に申上げまして……だからそういう際に五分

と一割との開きを同じ町において附けておく、而もそれは地域給という名目で以て附けておくといつたようなことは、私は非常にいろ／＼な面においてむづかしい問題が起きて来るだらうと思ふのであります。従つて成るべく公務員のほうの地域給が改正になつた場合にはやはり大体これに見合うように改正をされなければならぬと私は思ふのであります。この点大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(山崎猛君) 只今お尋ねの点は誠に御尤もであります。私も同感であります。公務員のほうの地域給が勧告案或いは勧告案通りに、或いはそれに近いものに変えられるという場合には、国鉄の場合にもそれに見合うように、做うようにあるべきであると思ひますので、その線に沿つて指示して行きたいと思つておられます。

○菊川孝夫君 次に現在国鉄の職員の受けております給与は、大臣も御承知の通り、我々も共に本委員会において何回も議論をし、審議をいたして、そして実施になつたのでございまして、それを算定をいたしましたのは、一応基礎は公共企業体仲裁委員会において算定をされたのでありますが、時期は朝鮮動乱が勃発する以前に算定されておつたといふことは大臣も御承知の通りだと思ひます。朝鮮動乱の勃発に伴ひまして日本の経済事情に相当大きな変革を申しては語弊があると思ひますが、様相が變つて来たことは、これも大臣も認められると思ひます。従つてその前に算定したやつが今の變つた情勢下においては少し無理があるといふこともお認めになつてゐるだらうと思ひますが、それで今組合側から国

鉄総裁に對しましてこの給与の改訂を要求しまして、その団体交渉が妥結に至らずして、中央調停委員会において調停を受けておるといふことも大臣も御承知になつてゐると思ふのであります。が、今日までの調停の経過等はいろいろ新聞その他で以て大体承知いたしておるのではありませんが、四月十九日に調停の申請がなされておるわけでありまして、近く調停案が示されると思ふのであります。現状に即した調停案が示されると思ひます。私が先ほど申上げました理由からいたしまして、何らかの処置を講じなければならぬ。これは常識的に考えましてもそう信ずるのでありますけれども、大臣といたしましてこの調停案が示された曉には、この線に沿つて努力をされる用意、決意があらひになるか、この点をお聞きしたい。

○国務大臣(山崎猛君) さような場合には十分検討して、是なりと思つてところに努力したいと思つておられます。

○鈴木清一君 私が尋ねたいのは、菊川君の質問に関連するのでありますけれども、今人事院の勧告の地域給の問題につきましては、御承知のようにに会期迫りました今日でも依然として政府のほうから案が出ないので、人事委員会でもこれを慎重にしておるのであります。従つていわゆる地域給の關係のあらはれる官公庁の組合員の諸君が官房長官を中心としたしまして、団体交渉をしておる折に、同じ内閣の要員であるところの官房長官が答える言葉として、先ほど菊川君が言われたように、いわゆる国鉄の地域給と全官公の地域給とは少し違ふので、これを国鉄の地域給まで合せて一緒にさせてや

りたいから今勧告案実施についての返答はできぬ、こういうことを言われておる。その結果として団体交渉をしてもらふたことを言われまゝです。それでどうしていいのだらうかといふことで、組合関係としたしましては国鉄に聞きに来る。このような状態の結果が今菊川君の質問になつていたのであります。が、私のお尋ねたいのは、先ほどの大臣のお答えではこの点を明確になされていなかったたのであります。官房長官が同じ閣内にありながらそういう答えをしておる。それにもかかわらず、運輸大臣はその点については何ら関知しておらなかつたのであるか、この点について先ほど明快に答えになつておらないので、はつきりと一つお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(山崎猛君) 官房長官が組合の諸君に答へられたことは、官房長官からは私には事前に別段話し合ひ、相談を受けておりません。

○鈴木清一君 そういたしますと問題がちよと変なことになるのであります。でありますけれども、大臣といたしましては、どういふようにお考えになられるのでしうか。勿論所管大臣である、指揮、監督下にある組合の地域給の問題については、私も要求するまでもなく、常日頃御心配になられて、できればそうした点について官公吏と同じようにしてやりたい、又やつてやりたいお気持は常日頃持つておられることであらうし、又先ほどの石井さんからのお話の中にもそういうお気持が非常にあらはれるといふことは窺われるのであります。従つて私は今後若し官房長官が言われた言葉、そのことが本当であるとすれば、

どうか大臣といたしましては率先してこの点について御努力下さつて、そして官房長官にもむしろ早く国鉄の者に対して努力するこの地域給の向上に對して努力するように、そして又大臣も率先して努力して頂きたいことをお願いするのであります。この点につきまして本當にやつて頂くお気持があらはれるなら御明快な御返答を頂きたいし、そして又今後の交渉の中において、勿論人事委員会のほうでもこれを問題にしておるようでもありますので、いずれは官房長官にも質問も出て来ると思ひますが、若し大臣が、官房長官からはそういう事前の交渉は一つも受けておらなかつた、それにもかかわらず官房長官は団体交渉の中でそう言つておつたといふことにつきましては、又人事委員会のほうにいたしまして官房長官に質問してもいいと思ひますので、一応その点は確かに事前にはそういう交渉はなかつたといふことについてはすでににお話をされておる通り、今後につきましては大臣としては十分その点は打合せを、そしてでき得るならば、この問題は国鉄に絡んでゐるがためにこの勧告を政府が立案することとができ得ないといふことをはつきりお答えできますかどうか。この点を伺ひたい。

○国務大臣(山崎猛君) 実は先刻菊川委員のお尋ねに對してお答え申上げたことを繰返すことに相成るのであります。が、繰返すことはこれを避けませんが、官房長官からは先刻申上げた通りに、全然そのような話は聞いておりません。併し私は菊川君にお答えした信念に變りはないのであります。同時に又私としては、国鉄職員に對する問題

に重点を置いて、主点を置いて、お尋ねまでもなく最善を盡して善処すると申上げて差支えないのであります。

○委員長(楠竹春彦君) 御質問は大体これで終了いたしましたでしょうか、別に御発言もなければ……。

では本件につきましてはこれで質問を打ち切ります。ちよつと速記をとめて。

午後三時四分速記中止

午後三時二十六分速記開始

○委員長(楠竹春彦君) 速記を始めます。只今より約二十分休憩いたします。

午後三時二十七分休憩

午後四時十九分開会

○委員長(楠竹春彦君) 只今より委員会を再開いたします。

モーターボート競走法案を議題に供します。前回に引続きまして御質疑のおありのかたは質疑を願います。

○菊川孝夫君 私この前の質問の際にも申し上げていますが、実は競走会並びにその連合会の構成につきましてまだ十分はつきり、提案者のほうでもどういう構想でこれを組織させようという

ことにつきましては、よく行くことを期待しているのだということだけでありまして、はつきりしなかつたわけではございますが、何と言つてもこれを一歩誤まるという、競輪で問題を起したような危険が非常に多いと思ひますので、この点についてもつと検討しな

きやならんと思ひまして、いろいろ実情等も調べたのでございしますが、私は冒頭に申し上げましたように、この点を一つ明確にして頂きたいと思ひますの

は、この競走会に入る申込を受けた者は即ち拒否することはできない。資格は勿論いろいろ資格がありましよう。例えば幾ら出資しなやならんとか、或いは禁治産の処分を受けている者はいかんとか、未成年者はいかんとか、

こういうような資格条件はあります。が、一般の資格を具備している者が申入れをした場合に、一応或る期間を限つて公募して、その間に申入れを受けて、これを拒否することはしないとか、

或いは先着順に何名までを締切るとか、こういうようなことを一応考慮を受けたときには抽籤その他によつてきめるとか、そうしてみんな一人ずつ

が一票の表決権を持つというのですから、その間で役員を選ぶ、こういうふうに参加するならば、割合にそれから生ずる弊害は少いと思ひます。

が、はつきり政令その他で以てやるといふような用意があるかどうか、この点を一つ明確にお答え願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(坪内八郎君) 競走会並びに連合会の構成につきまして菊川委員の御指摘の点、又御憂慮下さる点、全く私も同感でございます。従つてこの点につきましてはこの前の委員会のときに御説明申上げました通りに、

都道府県なり或いは出先の海運局なりが十分あらゆる点を検討いたしまして、そして本省のほうに申すをいたしまして、本省で最終的に決定される

ということに相成りますので、十分私は監督庁におきましても御懸念のないような線で私は十分これは検討されて、御趣旨に副うようなことになるの

じやないかと、かように思ひますのであります。更に又この前も同じような質問であつたと思ひますが、申込者を拒否することはできないのでございま

す。併しながらそれが多数の申込があつたという場合も、やはり出先の海運局なり或いは都道府県の最高の責任者

或いはそれに携わる係官が十分検討いたしまして、そういつたそのつけないように行なわれるということをお願いいたしてある次第でございします。

○菊川孝夫君 私のお尋ねしたのは、競走会を余計こしらえてこれが競合した場合のことを申上げておるのじやなく、その競走会を県に一つこしらえ

よう、誰か有志が発起人になつて、坪内さんなら坪内さんが発起人になつて、長崎においてやられる、そのとき

に、じや菊川も申入れをしたいと思ひた場合に、お前はまあ長崎県に住んでおらんからだめだ、こういう條件はいいと思ひ。県内に居住地を有する者というふうな条件はいいと思ひます。が、その他の条件をこしらえて、或いは会員としての出資は幾ら、それから或いは先ほど申上げましたような一般の資格要件を具えて申込書を出した場合に、丁度株式の公募という

ような恰好で以ておやりになるのかどうか、その点をお尋ねしておる。競走会結成に当りまして、あなたが長崎県にお歸りになつて、仮にこれの提唱者となつて、一つ競走会をこしらえようじやないか、そして長崎県内において公募された場合に、よその県の者は排除するといふようなことは一応成り立つたろうが、その他のことによつて、自由党なんだから社会党はいかんといふようなことで、有志だけで以てちやんとこしらえてしまつてやつてしま

う。それじや俺のほうは民主党でやろうかといふようなことになつたのではこれはまずい。どうしても権力を持つてゐる者が強いといふようなことになつて来ますと、まああなたは海運局その他において善処するといふことを言われましたが、成るほど官庁等におきまして、法律の上においては非常にうまくできておりました、善処することになつておるのでございします。が、ややもするとこれから間違ひを起しやす問題なんぞございまして、御案内の通りに、この間の当委員会でも問題になりましたように、海上保安庁のあゝいう事件も起きておるようなわけでありまして、なか／＼法律通りに我々が期待するように運営されるということは極めて困難でありまして、こういうむづかしいときでございしますからして、でき得る限りやはりこの法律が通つたら問題が起きそうなるところだけはしつかり抑えておかなければならん。政令でできるだけこういうことをきめずに、本当はそんなことをきめなくても問題が起きずにうまく運営されて行くことが最も望ましいのであります。が、遺憾ながらこの前大臣も答弁されておりましたように、これは戦後のいわゆる道義の頹落によつてどこにでもそういう要素は充満しているのだ、だからしてたま／＼こういうことが起きるのだと言つてゐることは、これは率直に大臣でも認めてゐるわけでありまして、従つてなか／＼こちらで期待したようには行かないと思ひますのであります。その点について一つ……。

○衆議院議員(坪内八郎君) 競走会なり連合会の構成について、構成後の点については大体御了解頂いたと思ひます。するが、構成前の関係においていろいろとトラブルが起きるのではないかと

○衆議院専門員(堤正武君) 社団法人の設立につきましては民法第三十四條の規定がありますが、設立者は定款を作りまして、その中に目的であるとか名称、事務所、それから資産に関する規定、理事の任免に関する規定、社員たる資格の得喪に関する規定、これらを記載することになっておりますので、発起者がさような競走会を作り出す場合には、その人の数といったようなものも一応内定しております。

○菊川孝夫君 それで今私お尋ねしたポイントは、その社員の資格の得喪に関する規定というやつです。それをどういうふうにきめさせるつもりであるか、こういうわけでこの点をお聞きしておるわけです。これをどう指導されるか、社員の資格の得喪に関する規定を坪内さんの今のお話ではこれに利害のある……まあいろいろな事情で抽象的に答えてございます。併し私ら抽象論は、道義が非常に保持されておるときでございましたらその抽象論にその通りに行くのでございますが、なか／＼この間も問題になつたばかりでございますまして、私らそれを決して人を疑うという意味ではないのですが、こういうふうにして問題が起きておりますと、成るべく起きないようにしなければならぬ、こういう観点からお尋ねしておるわけでございます。

○衆議院議員(坪内八郎君) 御指摘の点は十分理解するのでございますが、その具体的な点につきましては、この法案が通過いたしますと、省令を以てそれ／＼細かく規定されるのでございまして、その具体的な点はまだ研究いたしてないのでございます。

○菊川孝夫君 それからそういう点を

省令で定めるのはこの法律の何條でそういうことをやられるのでございませうか、どの條章によつて……それはなせ申上げますかというのと、人の権利を一応或る程度制限する、こういうことになるわけでございします。成るべく今の立法は、他人の権利を制限するよるなことは法律で以てきめなければならぬということになっておるのです。が、法律が通つてしまつたあとでそれがはつきりしておらないで、あとで省令できめてしまつて勝手にやられたら、国会議員の知らないうちに勝手に運輸大臣がきめるということになりまして、それは或る程度の構想等も聞いて置かなければならないと私は思うのです。

○衆議院議員(坪内八郎君) その点の條項につきましては、第二十六條で省令によつて定められるということになるわけでございします。更に又社団法人の關係につきましてはそれ／＼の定款によつて定められて行く、かように考へておる次第でございます。

○菊川孝夫君 第二十六條は、これは「この法律に定めるものの外、競走の実施の委任に関する事項」とかで、それは競走会設置についてのことは私は言えないと思うのです。それは実施の細則でございまして、例えば旗を振つてやるとか、号砲はどういうふうにするとか、これを省令できめる、これは省令できめても他人の権利を侵害するものではないと思ひますが、その点今の御答弁はちよつとおかしいと思ひますが。

○衆議院議員(坪内八郎君) お言葉でございますが、二十六條の終りのところに「その他この法律の施行に關し必

要な事項は、運輸省令で定める」と、こういうことになっておりますので、これははつきり定まつて行くのではないかと考へております。

○菊川孝夫君 そうすると、ここで一応運輸省のほうの係官が見えておりますらうお聞きしたいと思うのですが、一体どういう省令を競走会の設置について……これはなぜよく言うかというところ、これは一番問題になります。今までも一番これが問題になるのですから、明瞭な発足をするにはどうしてこの点だけははつきりして置かなければならないと思ふのですが。

○委員長(楠竹春彦君) 菊川委員に申上げますが、その点を政府、説明員が参りますまで他の御質問に移つて頂きたいのですが、如何でございしますか。

○菊川孝夫君 ほかの委員の御質問があればそれでいいのでございしますが、私はなぜこういうことをよく申上げると申しますと、従来私は労働組合のほうにおりまして、成るべくそういうことについては、自分個人としましては、極めて世の中のいろ／＼問題の起きるところはきれいにしてやるべきであるという主張をしてやつて来まして、今日まで私生活においても続けて来ておるわけでございまして、できるだけ海上保安庁のような問題が起きない場合には、どうしても不明朗で困るんで、折角本委員会がこの法案を審議することにするに当りまして、問題の起きそうなるところはできるだけしつかりして置いて、将来問題の起きた場合には、我々はこういうふうな審議をして置きながら、君たち実際にやる場合にはこういうふうにしてやるん

ではないかということで、それは当路者の責任であるかも知れないが、我々国会議員の一員としてこういう法案審議に當つて十分にやらなければならぬ。この法律の一番問題になるのはこゝでありますから、私は政府委員のお見えにならばその点を譲りまして、一応ほかの人に発言して頂くということになつて参りたいと思ひます。

○委員長(楠竹春彦君) 菊川委員に御質問がなくて、又他の委員に御質問があまりでしつたらばどうぞ御発言を願ひます。或いは又菊川委員にほかの御質問があれば……それでは他に御質問ありませんか。

○衆議院専門員(堤正武君) 只今提案者側からの説明につきまして私からちよつと補足させて頂きます。私の御説明で御満足行きません点は、政府のほうから御説明することと思ひます。只今民法第三十七條の定款の記載事項の中に「社員たる資格の得喪ニ關スル規定」というものが必要であると申上げましたが、これにつきまして、どういふことをやつたらば権利が得喪するかといつたような根本的な問題は省令できめまして、例えば不正なことをやつた或いはその資格に適さない事態が起つたとかいふようなことは法律できめますが、その他のことはその法律の範囲内におきまして定款で定めることになつております。

○菊川孝夫君 今堤さん言われましたのは得喪に関する規定で、悪いことをやつたとき、例えば競走会の金を使い込んだとか、或いはその他悪いことをやつた場合にこれは失うというものは、これは当然なんです、私の言うのは、その競走会をいわゆる公衆方式に

よつてやるのか、先ほども具体的にわかりやすく申上げたが、坪内さんが長崎県で発起人となつて競走会を作ろうというときに、ただ有志の、心やすい者だけに當つてこしらえてしまつて、坪内さんが発起人となつて運輸省のほうに海運局を通じて申請する、こういう行き方をするのか、或いはそれともこういうのは問題が起りやすいから、それで又希望者も多くあるかも知れない。希望者というのは第一條の目的に賛成してくれた人でありまして、競走会としては大いに歓迎しなければならぬ人であるから、そういう人になるべく多く来て下さいといつて門戸を開けて結成してやるというのか、どちらの方法をとるか。或いはそうとするならば、今の坪内さんのお答えでは、第一條の目的に合うようにうまく行くことを期待していると言われているけれども、なか／＼それはうまく行かんが、その点を省令できめるというが、省令ではどういふことをきめるか、こういうことをお尋ねしておるわけであります、ポイントを一つさらさんようにお願いいたします。

○衆議院専門員(堤正武君) 只今の御質問は、社団法人を作る場合に一部の有志だけで以てやるか、或いは広く一般に公告してやるかどうか、こういう点であると考えます。これは……

○菊川孝夫君 これは堤さん、確認しておきますが、将来これをやつて、あなたのような方式でやつて、それが実施されなかつたときに、効力を失うというときに問題になるのですから、そのつもりでお答え願ひますよ。

○衆議院専門員(堤正武君) この点につきましては十分な実研究をしてお

りませんので、御満足な御回答はできませんが、公告をして一般にやるという方式は或いはとらないかも知れません。有志のかたが集まりまして、競走会の結成をやるというところになりますので、或いは各地にいろ／＼なグループのかたができるということも予想されていることも存じます。

○菊川孝夫君 それがいわれる私が昨日からくどく質問している一番重要な点なんです。そうなつて来ると二つも三つもできる、ところがこの法律では一つしかできない。その資格要件をどこによつてきめるかというように、これが、そこが問題の種なんです。第一條の目的、目的といつたつてこういう抽象的な目的はどの法律にも書いてあるが、それを具体的にやる場合にはなかなかむずかしい問題でありまして、海運局に任ずるなどといったつて、海運局だつていろ／＼問題が、いろ／＼な感情問題を絡み、それから利害得失等の問題を絡みまして、或いはことによるとそれが地方の政治の力まで加わりまして、非常に私にはむずかしい問題になつて来ると思ふのです。うまくできてしまつて、非常にスムーズに行つた場合にはそういうことはないのですが、別にどここの県でもそういう問題が起きると考えません。併し一部の県におきましてはこれは起きて来るので、従来の競馬にいたしましても競輪にいたしましても、なか／＼皆県民の知らんうちに、折角こういふいい目的を持つて作られてやつておるのに、有志だけではつと内緒でやつてしまふ、こういうことはこの法案の趣旨にも反すると思ふ。そういう意味におきまして、

入つて来る者は拒否するのじやなくして、坪内さんの提案理由の中にもあつた通り、むしろ歓迎しなければならぬはずなんです。それをどうも有志だけでやるということになる……、ところがなか／＼そのさじ加減というのにはむずかしいので、そういう点は明確にしておかなければならぬと私は申し上げるわけでありまして、特にこの種の何は、勿論競輪のような弊害は起きない、競輪ほどひどいのは起きないかも知れません。併しそれを設置する場合にはいろ／＼問題が起きるのでありまして、現に競輪にも起きておるわけでありまして、当然この法案が施行されるということになりますと、各方面でその問題が発生すると思ふ。坪内さんのその点は先ほどから何回も私が御質問するたびに十分わかると思つておられる通りでありまして、それだけはいくらいしてそうしてやらなければならぬ、こういうふうには私は申し上げるのではありません。

○鈴木清一君 実は菊川君が今御質問申上げましたことに對しまして、提案者であられるかたがこれに御答弁なされないうことは、法案を審議する立場からいまして、非常に私は不快だと思ふのです。その程度のこととは、そばに専門のかたがおられるのにかかわらず、これに御答弁なされないうことは……、従つてこうした状態ではなからうかというこの推測は、過日の私どもの質問のお答えの中から出ておる。というのは先ず的案者であられるかたが、この間お話になられたその内容を大体取りまとしてお聞きいたしますと、海運普及のために予算が相当必要であつた、而もその予算を作るためにこういうものを作りたいという御意見であつた。そういたしますと日本人の習性が、多分に悪い点もあるだろうと思ふますが、結局そういう習性を利用して、そうしてそれから出る財源によつて海運普及をするという面に資したいというお心持の発表ではなかつたかというふうには聞いたのであります。そうした点から出資しておるというところ……、今まで射行行為を含めたところの競輪、競馬というものが非常に社会に問題を流しておるのではありません。こういう心配から今回のこの法案を若し本当に我々が国会議員として審議する場合においては、必然的に今菊川委員が言つたような質問が出て来ると思ふ。又これを十分お心得あつて私は今回出されておると思つておつたのでありますが、残念ながらそれに対するお答えが提案者においてははつきりできないということについてはむしろ残念だと思ふのであります。それについて引續いて御質問申上げたいのは、例えば、この地方財源云々といふことをいへば、この法案の中に於いておるものでありますが、果してこれを地方から、地方の公共企業体関係、要するに地方財源を云々といつて目標にされる地方の人たちからこうしたものを作つてくれ、財源確保のために作つてくれと言つて来たところがあるかどうか、ありましたらどこまでであるかといふことを先ずお知らせ願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(坪内八郎君) 先ず菊川委員のお尋ねの点につきまして更に提案者といひまして、納得の行く説明ではないかと思ひますけれども、一応御説明申上げまして、鈴木委員の質問にもお答えしたいといふかように考えております。

先ほど菊川委員から指摘されました点につきましては、堤専門員も答えになつたのでありますが、公募によらずしてやるということについては、私もそういった形になるのじやないかと思ふのであります。併しながらこの競走会を各府県で作る場合に、それ／＼この第一條の目的に合致するような、又この第一條の目的を十分関心を持つて見ておるかた／＼、例えば造船業界とか或いは観光方面のかた、或いは金融界の人とか、或いは海運思想の普及の面においていろ／＼関心を持つておるかた／＼が相寄りまして幾つかの競走会が仮にできたといひましたところ、それは運輸省の出先機関であるところの海運局の支局で取りまとして、そういう競輪を運輸省に上申し、最終的には運輸大臣がそれを決定いたしますので、菊川委員が御指摘になつたように、多少憂慮される点もあらうと思ひますが、その点は官庁なり或いは最高責任者の運輸大臣を信頼してやる以外に途はないと我々は考えております。併しながら実際問題としてはその点はいろ／＼と問題もあらうと思ひますが、幸いにしてこの法律に御協賛を頂きましたならば、十分そういう御意見を尊重いたしまして、関係省にも連絡を取りまして万全を期したい、かように考えております。只今船舶局長が見えたやうでありますから、その点はいへばお答えいたしますが、そういう程度に一つ御了解を願ひたいと思ひます。

更に又鈴木委員のお尋ねでありまするが、「地方財政の改善を図るため」に、というふうな目的が謳われておりますが、地方公共団体からこれに對して申出があつたかどうかということにつきましては御質問でございします。この点につきましては先般の合同委員会におきましてもお答え申し上げました通り、大体この法案は提案者があり又我々提案者がこれを提案いたしました、むしろ地方公共団体に呼び掛けを行くという建前で進んでおるのであります。従つて衆議院をこの法案が通過いたしましたして、明日に於ける国会の審議を目前に控えて全国各地地方公共団体が重大なる関心を持つてこの法律案の通過を見守つてはいるのでございしますけれども、今この地方から申出があつたといふことは、まだ法律も通過しないことだし、更に又省令も施行されていないといふ関係もございします。で、そういう申出は多分にあるかと思ひますけれども、具体的にはどこかという申出はないのであります。この法案が通過いたしますと、或いは矢継早にそういう申出もあらうかと考えておる次第であります。

○菊川孝夫君 坪内氏の今の御説明に關連いたしまして、私の今納得が行くかどうかというお答えがありましたので、それに関連して、それから船舶局長にお尋ねいたします。第一に坪内さんが競走会が公募によらないで、幾つか出て来た場合には、これは海運局を通じて運輸大臣のほうに来たときに運輸大臣がこれを認可すると、こうおつしやつたのですが、そのことについて規定がどこにあるのですか。実は「競走会は、競走の実施を目的とし、都道府県内に各一箇を限り設立する」と、こういうことはありますが、海運

か、これを一つ伺いたい。

○政府委員(甘利男一君) 省令で定め

るつもりでありますし、一応いろいろ案を作っております。これは今まで大体似たようなものがありますから、そういうものを参考にいたしまして、先ほど申しましたようにそれで不十分の点がいろいろわかつております。そういう点も考慮いたしまして参考の基準を作っております。それを地方の海運局に一応示しまして、海運局に皆さんから申込があつた場合に、一応地方の事情を知つておる海運局で選考いたしまして運輸省に持つて参りまして、運輸省で又その選考基準に合つておつてもいろいろ見方もありますので、その基準に則つて個別に審議する委員会が構成されておりますから、部内的なものであります。従来その委員会に於いてその委員の意見を聞いて判断いたしてありますから、二重、三重に選考の網を設けておりますので、今おつしやつたような恐らく弊害は十分防げるのじやないか、そういうふうに考えております。

○菊川孝夫君 競走会の二つ三つが設立されると思つております。大体いい場所、又適当な県等におきましては二つ三つできるかも知れないと思つてあります。この法律では一つより設立しないと書いてあるのですが、たくさんできるわけですが、これをさてそれならどれか一つだけ認可するのだ、認可権といふものはこれは誰が持つのだといふことについては、この法律で運輸大臣が出て来たものを一つだけ認可するといふような規定があるのですか、その規定を聞いておるわけですか。こう三つできてしまつたとい

場合に、断るのほどの條章によつて如何なる基準によつてこれを断るか、こ

ういふ点について……
○政府委員(甘利男一君) 第四條に競走会は各府県に一箇を限り設立するものとありますから、これは運輸大臣がさつきの選考基準に則りまして委員会にかけまして、これは部内の委員会ですが、そこで委員の意見を聞いて、これは勿論いづれも選考の基準に則つておりますが、その上又その委員会ですらういふに決定するわけでありま

す。恐らくできると思つております。
○菊川孝夫君 私が言つてゐるのはそこが問題であつて、今幾つでもできて皆いふような場合、大体似たり寄つたりいふ方法で以てても基準といふものがこれは必ずできなければならぬものであつて、これはこの前の法律で言うわけじやありませんけれども、道路運送法なんかできた場合におきまして、免許の基準といふものを一応示しまして、この基準によつてこしらへようといふことになつて、この基準によつて自信のある者は申込みと、こつて何ものなしに一つだけこしらへようといふことになつて、而もそうしてこれは公募しなければならぬといふふうに政令でも省令でも定めるといふ……、それははねのけになるといふことは知らんものだから、これは公募したり……、それもなしにどん／＼出して、通してしまふといふ状態にしておいて、而も免許の基準はつきりしないでおいて、一つだけこしらへる。而もこれは運輸大臣が相当強い免許権を持つよう

な條文ならいいが、併しそういう條文はありません。従つて民法の三十四條に基くところの公益法人はこれは自由にできるわけですが、ただそれを免許でできるかどうかといふ問題だと思つてゐるのです。これは公益法人は認可した場合には公益法人は幾らでもできるのです。それは三十四條第一項の規定によつてこれをやろうといふので

す。これは併し法律として無茶なやり方だと思つておられますが、こつて法律のやり方はないと思つてゐます。これは民法学者或いは憲法学者等の意見を私は十分聞かなければならぬと思つてゐます。国会として将来問題が起る條章であるから私は申上げるのですが、これははどうしても必要であると思つてゐます。が、甘利さんその点大丈夫ですか。こんな條章で以て運輸大臣が勝手にできた公益法人を認可するか認可しないといふようなことをやり得るか、これは重大な問題だと思つてゐます。ただ條文の形式を捉えてこの法律の立案者の考えとするならば、そういう問題は起きない

で、即ちこれは同好者だけ集つてつとつとつとつて行くだらう、こつて構想の下に立つておるのです。私が申上げますのは今通しては危険だ、この間から競走会といふものができて、一応あそこまでは発展したが、できたときにはあんなにうまうま行くと

思つてゐなかつた。余り不備のままでできまして将来海外発展、海国日本といふことになつて来ますと、それが又この法律の目的ではありませんが、それは大いにやつてもらわなければなら

ないが、ただ金を儲けるばかりのもので困る、海軍思想の普及といふことを大いにやつて、従つてどん／＼発展するといふことを、当然通る以上はこれを期待し又祈るものである。併しこれができたような場合には非常に問題が起るんです。この公益法人は民法でできる、運輸大臣が免許をするといふような規定はどこにもない。ただ設立するときに誰が設立するか何も書いてない。これは競走会ができたものを認可するといふことになると、これを省令できめようといふことは、これは法律の形式をいたしましたとしても私は大きな問題を孕んでおると思つてゐます

が、この点について御検討になりまして、たか。民法学者、憲法学者等の相当の權威者の御意見も御聴取になつたかどうか、この点について伺ひたいと思つてゐます。
○衆議院専門員(堤正武君) 只今菊川委員の御質問の中で誤解があらうなるような点がありますので、私がその点を申上げて、後に甘利局長から御答弁申上げます。社団法人は主務官庁の許可を得て初めて設立することができるとあります。それは民法三十四條にはつきり書いてあります。これ／＼「主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」といふのがございまして、たくさん法人ができるわけではあります。主務官庁の許可がなければ法人ができませんから、ですからこのポイント競走の法案の第四條によりまして、各府県には一箇しかできないといふことになつておりますから、その点につきましては……。
○菊川孝夫君 その点は十分承知の上で、そのできる過程のことを言つてい

るのです。初めから認可しないものを誰が公益法人の登記だけやつて認可を受けてやるという馬鹿な者はないです。競走会といふものの現実をつかまえて私は言つてゐるので、一般法であつたなら、運輸大臣の認可しないものを登記して、公益法人の登記をするといふような馬鹿はないはずで。その認可の見通しのないものを……。従つて競走会をこしらへるのは道府県に一つとするといふのであるけれども、競走会そのものをこれを認可する。認めるといふことはないわけですが、ただあなたは三十四條の公益法人の設立という、設立認可で以てやろう、これで縛らう、こつていふお考えですか。

○衆議院専門員(堤正武君) 私の説明が悪いために或いは御理解にならなかつたかと思つてゐますが、例えば競走会は主務官庁の許可がなければ法人として存在することができません。つまり許可があつて初めて法人となる。その点でちよつと誤解があるのではないかと

思つてゐます。
○菊川孝夫君 それはわかつてゐるのです。その認可までの……。
○鈴木清一君 その点は菊川さんの言つてゐるのはわかつてゐるのです。ただそれでは第四條によつて……、いわゆる三十四條の公益法人の設立の規定によつて作る、それで主務大臣がこれを認可する、そういうことばかりであれば、今まで非難を受けた問題も何ら非難もなく行つただらう。そういう方法で今までは作られておる、競輪でも競馬でもそういうふうになつてゐるから、併し我々の言ひたいのは、先ほ

どから甘利局長にお伺ひしてゐるのは、然らば認可するまでの間、省令の

基準によつて主務大臣が認可するといふ結論が、三十四條の問題となつて来るのです。従つて私のお尋ねしたいのは、その省令というものを、道路運送法案においては法律に書いてある。その省令が今までも法律の中、なぜその省令の大綱のことまでも法律の中に書かないかといふことの疑念が一つと、そして甘利局長にお伺いしたいのは、適格審査委員会というものが勿論あるといふことを言われておるけれども、その委員会なるものの性格といふものが、この問題が出て来てこれに對する委員会である限りにおいては、その構成も初めであるために、従つてこの構成内容についても或る程度我々が何するところまで行かんでも、その審査委員会の構成如何によつては我々としても考えなければならぬと思ひます。そういう点御親切に言つて頂ければいいので、それ以上のことは追及してゐるのではないのです。

○政府委員(甘利昂一君) モーターボート競走会の設者の基準を変更するために、わざ／＼委員会を設けるのではなくて、従来とも運輸省所管のこういう法人の審査にはしつちゅう利用しておきますところの委員会がありまゝから、その委員会を利用するつもりであります。特に作るつもりはないのですから、この競走会のために特別に作るならば或いはいろいろな弊害があるかも知れませんが、そうじゃなくて、一般のものと一緒この委員会で審議するつもりであります。

○菊川孝夫君 甘利君は一般のものを適用すると言つてゐるのですが、先ほども議論の中心になつてゐるの

は、一般公益法人と違ふようです。運輸省の中に今まであつた公益法人、弘済会はどうか知らんが、そういうたような消費者の団体という公益法人はあるが、それと競走会と同じように考えるところに無理があつて、むしろ新しく考えなければならぬと思ふんです。その審査会にいたしましてもそうでしょう。先ほども坪内君からも説明があつたごとくに造船業、或いは金融業その他の人々によつてやる。而もそれはたくさん出て来る、それを審査するのに今までの公益法人を審査するより適格審査委員会の規定で、そのメンバーでやらうといふところに大きな無理がある。そこを私は申上げておるんです。それは全然性格は違ふ。全然といつては余り極端であるかも知れませんが、大きな性格の相違を来たしてゐるということだけ言ひ得ると思ひます。あなたもお認めになると思ふ。それと同じやうなものでやつて行くといふことの無理がある。だからしてそのままそういうことでやろうとするならば、この法律の根柢の基準というやうなものを必ず設けなければいかん。それが無い、全然なしにしておいてこの三十四條、民法の規定だけでやつておるんだ。而もどういふことで運営するかといふと、適格審査委員会が従来のやつを……、従来のやつといふのはそれは従来の公益法人、こんな性格の公益法人を扱つた例はないでしょう。恐らくこういう性格の中には……、商工省なんかでは競輪会等を持つておる、農林省は競馬会を持つておる、相当それに造詣の深い者を例えに入れるとするならば、この間証言されました、ボートについて長いこと自分の私財

まで出してやつて来たといふやうな人も入つて行かれるといふことになりまゝと、相当その性格もよくなつて来ると思ひます。ああいう人を入れるとか、坪内さんのような国会議員の人、非常に理解のある人を入れるといふやうなことになるかと、一応性格は違つて来るが、従来の運輸省のその言つちや何ですが、官僚の人たちで審査委員会を作るといふのは私は無理だと思ひます。そういうものが新たに出来るからこれはもつと検討しなければならぬ。私はこう思うが、甘利さんそれだといふと思ひますか。

○政府委員(甘利昂一君) その点は十分わかりますから、そういう御趣旨に副つて、勿論必要があれば委員のメンバーを変えてやつても結構でございます。御趣旨に副つても構ひありません。

○岡田信次君 この法案につきましてはすでに長時間に亘つて審議をいたしましたので、大体御質疑も盡きたと考へられるのでございませう。直ちに討論採決に入られんことの動議を提出いたします。

○菊川孝夫君 それは一応質問者が納得すればいいけれども、まだ納得してゐない、明確にされてゐない、私の尋ねんとするところは明確にされてゐないから、討論を打ち切りされるというところは私は強引過ぎると思ひます。もう少しこの点につきましては、私も納得しさえすれば決して無理に固持しようと思ひませんが、我々もこういう法律の問題については素人でありまゝから、こういうことになりまゝと、やはり立法するといふことになつたら、これは責任があるわけですから、併しこれが大丈夫かといふことについては、私は

権威者の意見を聞く必要があると思ひますが、すべての点におきまして間違ひの起らんようにしたいといふ念願からこう言うのでありまして、今の意味から行きますと、私は只今の岡田君の動議はちよつと早過ぎると思ひますので、もう少しやつて頂きたいと思ひます。

○委員長(楠竹春彦君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(楠竹春彦君) 速記を再開して下さい。只今から懇談に移ります。

午後五時三十一分懇談会に移る

○委員長(楠竹春彦君) 懇談を閉じて議事を再開いたします。

○岡田信次君 先ほどの動議は、諸般の情勢を察して一応撤回いたしますが、一つ皆様にお願ひいたしましたのは、大分長いこと質疑をやつておりますので、一つ質疑を成るべく簡単にお仕上げ願ひたい。この点を希望いたします。

○委員長(楠竹春彦君) それでは岡田委員の御発言を尊重いたしましたして、質問を続行いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(楠竹春彦君) さよう取計いたします。

○菊川孝夫君 それで一つ委員長にお願ひしたのでございますが、私はこの第四條の規定と民法の三十四條の関連につきまして、一応私もいろいろ考えたのですが、ちよつとこれは無理だと思ひますので、院内の法制局の局長と申しますか、部長というのですか、こ

れは時間がそうかからないと思ひますので、呼んで一応確めたいと思ひますので、一つ出席を求めてもらへんでしょうか。

○委員長(楠竹春彦君) 承知いたしました。

○菊川孝夫君 坪内さんにお尋ねしますが、第二十五條ですが、「施行者から、競走の開催、終了及び会計その他必要がある」と認める事項について届出又は報告を求めることができる。」「このういふことになつておりますが、この施行者といふのは、委任した場合におけるどちらのほうを指すのであるか、例えは府県が施行者になつてそれを委任することができるといふことになつてゐるのですが、この報告を求めることができるというところはどちらに求めるのですか。

○衆議院議員(坪内八郎君) これは地方公共団体のいわゆる施行者であります。結局いわゆる競走会ではございませぬ。

○菊川孝夫君 そうすると、委任をした競走会には、或いは連合会に對しましては報告を求めることはできないわけですか、運輸大臣から。

○衆議院議員(坪内八郎君) 競走会には、先ほど御説明申上げました通り、省令によつてそれ／＼の基準によつてこれらが設けられますので、その点は省令でそういうた報告を求めることができると思ひます。

○菊川孝夫君 それが問題なんで、ここでは施行者には一応法律で以てきめておるんだから、省令で以てやるというのは、それなら第二十五條は要らん。省令で以て何でもやるということになりますから、連合会に對して報告を求

めるのは……一々これを法律できめておるといふのはやはり権利で、これは若し報告しなかつた場合には何らかの制裁を加えることになる。而もそれを省令で以てきめるということは、そういう権利を侵害するといひますか……財産の報告や会計報告を求めるといふことになりまると、これはやはり求めない場合に或る程度の制裁を加えなければならぬと思ひます。省令の場合には、そんなものは省令できめたんだから知らんと言つて放つてしまへば、何らそこに制裁を加えることはできない、これは一つの問題だと思ひます……

○衆議院議員(坪内八郎君) 申すまでもなくこの施行者は第三條に誤つてあります通り、施行者が施行するものが建前でありまして、競走会にそれを委任することが第三條で誤つてあるのではありません。従つて第二十五條におきましては施行者がこれを施行することが建前でありまして、こゝに誤つた條文となつて現われるというふうに考へておられます。

○菊川孝夫君 そうするとこの競走会の連合会の監督ですね。これは競走会の監督については運輸大臣はいわゆる証明書を持つて立入検査を認めておるわけですね。ところがこの競走会の連合会、これに対する監督権をどう考へておるか、場内の取締りという点があるのですかね。

○衆議院議員(坪内八郎君) 船舶局長にお智恵を拜借したのでありますが、その点は省令で十分監督するようになつておるかと考へておられます。

○菊川孝夫君 これはどうも甘利さん、何でもむづかしいことは省令でき

めるのだ、省令できめるのだと言つて、こつちを素通りしてやつてしまふというのには、これは今の法律の建前からいつて非常にいかにのです。そういうやりかたは、今までの私は経験からいまして、どの法律をきめるときもそれはいかんというので、皆法律できめて来た。これだけで以てそれを省令で省令と言つて逃げてしまわれるのです、特に問題なのは、これはすぐよく対象に出すのは、競馬会にしましては競輪会にいたしまして、通商省なり農林省がこれに対して或る程度の監督権を持つておらない場合においては非常に言うことを聞かない。例へばこれ

で施行者と競走会との対立したような場合には、あなたのほうでは施行者に対しては報告を求めるとはできません。併し競走会に対しては何ら指示もできない。従つて非常にこれは強いことになつてしまふ、こゝに誤つた條文になつておるわけでありまして、公益法人といふだけの民法の一般法によつての監督を受ける、一般法の規定による監督は受けます。これは勿論民法の規定による

公益法人の監督制は受けますけれども、この特別の制監督といふものは何らないわけですね。そこに非常な無理があると思ひます。それをあなたは省令できめるのだ、そういうのをやるときは、やはり法律できめてないものは省令できめて、そういう団体を抑えようといつたつてそれは無理だ、私が言うたのは新しいこの公益法人は普通の公益法人と少し性格が違ふといふことを申上げたのでありまして、あなたはこの一般公益法人としてやつていたら問題は起きないといふことの前提の上に立つておられる。併しながら

この競走会、連合会そのものは、なかなか一般の公益法人とは少し性格の違つた、やはり特別の法で以て或る程度の監督権を持つておかないと、将来において必ずこれは問題が起ると私は思ふのであります。この点についてあなたがたはどう考へるか。今は成るほどまあ一応競走会を作るといふようになおかつた、あなたのところではこれを通すために非常に今のところは統制がとりよいのです。一旦できましてつて大きな力となつてしまふとなかなか統制はとりにくいと思ふのです。

○政府委員(甘利一君) 従来ともこの法案に対して相当嚴重な監督権を設けてあるのです。併しこれは実際の面においてその通りやるか、或いはそれを實際やらないかという点にいろいろな弊害が起るのだらうと思ふのであります。従つて私はそういう弊害を防ぐことができると、こゝに考へております。ただこの程度にやるかといふ程度如何によるのではないかと考へておられます。

○菊川孝夫君 法制局長に対して説明を求めますが、只今当委員会において審議されておりますモーターボート競走法案の第四條についてちよつと説明をして頂きたいと思ふのであります。それは第四條の第一項に「競走会は、競走の実施を目的とし、都道府県内に各一箇を限り設立するものとす」と書いてあります。このほかに一箇を限り、一つ以上は認可をしないといふような、まあ一つだけは認可をするとも何とも認可規定といふものは全然ないのです、この條文以外には……ただ第四項におきまして民法の三十四

條の公益法人の設立、こゝで以てこの一般規定を延用して、延用といひますか、この一般規定によつて、設立をたぐさんして来まして、みんなそれを一般規定でふり落してしまふ。そして認可のところでは民法の三十四條で以て設立をさせ、一つより設立させないといふことにしてふり落してしまふ。こゝに法律であります。で私考へますのに、モーターボート競走会が各県に一つづつと言つておりますが、それでは立案者に聞いたのです、競走会をこしらへる場合に、今回のこの法律の目的からいまして、海軍思想の普及とか又觀光事業の発達とか、いい目的を掲げておるのです。従つて極力たくさん競走会を當事者、當事者といひますか、社員を集めるようにするのがまあ望ましいと思ふのであります。ところが公衆をしないのである。ただ有志が寄つてこしらへて行くのである。そうすると有志の中には意見の合わない者もありまして、この県内には二つ三つこしらへられるだらうと思ふのであります。その選挙をするのは、海運局から申請して運輸大臣のほうでふり落してしまつて一つにしてしまふのだといふことになつておるのですが、この民法の三十四條の規定によつてそうしたようなものを、出て来たやつをふり落とすといふことを、簡単にやつてしまつていいのであるかどうか。而もこの特別法において、こゝに基準によつていわゆる審査をしきめるといふことをきめておかなければ、私は民法の一般規定で以てこしらへた特別の法人の認可を運輸大臣が勝手にきめるというようなことは少し無理じやないか、こゝに

ふうに思ふのですが、法律の建前から、これは純粹な立法技術から行きまして一つ説明願ひたいと思ひます。

○法制局長(奥野健一君) この法律を見てみますと、競走会といふのは民法第三十四條の公益法人として設立されるべきものであるといふ建前をとつておるようでありまうけれども、そしてこの設立の許可を与えるかどうかといふことは、やはり民法第三十四條以下の規定によつておの／＼定款を作り、設立の認可を申請することにならうと思ふのであります。そしてこの本法によりますと四條第一項で各都道府県内にただ一箇限り設立するものとするといふふうに、法律によつて県内に一箇しか設立できないといふふうに規定いたしました以上は、主務大臣が設立の許可を与えるのに対しては、最も趣旨に適つた、適當であらうと思はれるものだけに設立の許可をするということになるものと思ひます。

○菊川孝夫君 それではその行きかたはよくわかるのでありますが、要はそういう法律を四條で以て……民法の三十四條で行くと、公益法人の設立のいろ／＼定款その他の規定がございまして、それでやつて行くわけでありまして、この三十四條の一般の公益法人といふのは、例へばモーターボート競走会だとか或いは競馬会だとか、競輪会とかいふものは、少しその法律の出た當時とは、新しい性格の法人だ、公益法人だと思ひます。公益法人とは申しながら、それだけは私は言い得ると思ふのであります。そういうものだけ考へるにおきましては、競争といふものも相当起り得ると思ふのであります。一般公益法人とはちよつと違

いまして、たくさん許すものであつたならば私はそれでよろしいと思う。たくさん許されない、県で一つであるから競争が起り得る可能性が極めて強いものである。こういうふうな考えなければならぬと思つてあります。従つてその意味から言つて、この特別法の中に免許の基準という、大体の運輸大臣がそれによつてやるにいたしましたも、基準というものをきめておくのが、これが新しい今の法律の條文の立てかたから考えまして、当然そうしなければならぬように私は思うわけでありますが、この点につきまして新しい法律をいへばまあ立案されておるので、法制局長は今の法律の行きかたからそれでも一向差支えないかどうか、この点について一つ伺いたいと思ひます。

○法制局長(奥野健一君) 今の二つの免許等についていへば、條文なり基準を設けておる理由は多々あるものであります。法人の設立自体についての基準といふことは余り例がないと思ひます。御指摘のようにこの民法三十四條ではいへば宗教、慈善、學術、技芸その他公益に関する云々といふことで、或いはこういうものを予想はしなかつたと思ひますが、この法律でこの競走会といふものは民法三十四條の規定によつて設立されるものであるといふことを書きまして、よつてこれが同時に公益を持つものであるといふ法的解釈をこの法律の上において明らかにしておるものといふふうに見られるのではないかと思ふのであります。主務大臣といひましては、やはり民法のいわゆる定款等を見て、最もこの法律の趣旨に適合したものとされる

ものを一箇設立するといふことで、これは必ずしも違法な法案であるように考へない。

○菊川孝夫君 そこで重ねてお尋ねしますが、民法三十四條の何は、運輸大臣が、主務大臣が認可をする場合に、許可を与える場合にいへば、條件があるのだけれど、それはただ定款、役員その他書いてあるだけでございまして。それでこれは場所をどこにするとか、それから事務所とか定款といふだけではなしに、これは一つの大きな事業をやつて行くことになるわけでありまして、定款や役員だけで以てそれでさういふ免許の基準となり得るかどうかが、この点について大丈夫であるかどうか。今出して来ているものだけで以て、ほかのもので以て基準にするのじやないものであつて、ほかの書類を求めようとしたつてこの競走会はこのことを拒否することができ、法律にきめられていないものをすべてさういふものを拒否せ、さういふものを拒否せといつたつて拒否して差支えないと思ひます。それにきめられておるものだけ出せばいいと思ふのであります。公益法人の免許を受けるだけであつたら、さういふ場合にはほかのものを取るわけには強制的に行かん。それだけで以て十分免許の資格條件を審査できるかどうか。この点をやはり考へて置かなければならぬので、これを普通のものとちよつと違つたために、その点大丈夫ですか。

○法制局長(奥野健一君) 或るほどその定款等附けて申請する、その定款には事務所であるとか資産のことといふふうな一般的なものであります。それだけでどれを選ばれどれを認可しな

きという基準は必ずしも明白ではありませんが、とにかくこの法律によつて各県に一箇といふことに法律で限定いたしますと、主務大臣もこれによつて限定されて、どの申請のうちから一箇を許可するかといふことになりまして、最もこの法律の趣旨に適合したと思はれる条件のある、事務所の関係とか或いは資産の関係等を勘案して、最も法律の趣旨に合すると思ふ一つに設立の許可を与えるといふことにならざるを得ないのではないと思ひます。

○委員長(植村春彦君) 連記を始め。今日はこれにて散会いたします。明日は午前十時に会議を開きます。

○委員長(植村春彦君) 連記を始め。今日はこれにて散会いたします。明日は午前十時に会議を開きます。

午後六時十一分散会

参議院事務局

印刷者 印刷所